



公益認定等委員会だより

今月は四国ブロック会議及び中国ブロック会議の際に訪問した法人を紹介します。（関連記事2～3ページ）
公益法人等を対象としたテーマ別セミナーでは、「公益法人の会計に関する研究会報告書」について取り上げました。（関連記事4ページ）



ジュニアセッション会場の様子



公益法人の活動紹介

52



日中韓3国気象学会による国際会議

※詳しくはP.5を御覧ください。

目次

- P.2 委員の法人訪問記⑤
公益財団法人高知県文化財団
- P.3 委員の法人訪問記⑥
公益財団法人ひろしま国際センター
- P.4 第3回テーマ別セミナー
「公益法人の会計に関する研究会 報告書」について
- P.5 法人の活動紹介
公益社団法人日本気象学会
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ

■公益社団法人 日本気象学会

気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与する事業を行う法人です。

1月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	788	110	873
	財 団	1,591	308	916
都道府県	社 団	3,342	103	5,013
	財 団	3,689	416	3,120
合 計		9,410	937	9,922

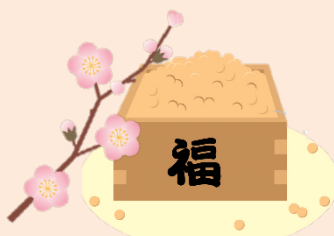
(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成28年1月31日現在)

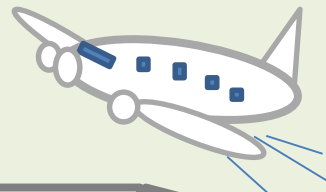
より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府





公益財団法人高知県文化財団

桂浜

平成27年11月24日に高知県で開催された公益法人担当四国ブロック会議に際し公益認定等委員会の両宮委員長代理と恵委員が「公益財団法人高知県文化財団」を訪問しました。その様子を紹介します。



坂本龍馬記念館

今回の訪問では、坂本龍馬記念館を視察しました。

坂本龍馬記念館は、龍馬の顕彰、龍馬思想の普及を目的として運営されており、龍馬の生涯に関する資料を多数展示しているほか、各種イベントも開催しています。

記念館内には、龍馬が姉の乙女に宛てた書簡や薩長同盟の裏書（複製）、新政府綱領八策（複製）、海援隊約規（真物）、愛用のピストル（模型）などが多数展示されており、龍馬の精神や考え方を知ることができました。



館内の坂本龍馬像と
両宮委員長代理、恵委員

公益財団法人 高知県文化財団

公益財団法人高知県文化財団は、高知県の美術や音楽、舞台芸能を始め、歴史や民俗、考古など幅広い分野で県の芸術文化の振興に貢献することを目的として平成2年に設立され、平成24年4月から公益財団法人として活動しています。

主な事業は、高知県が設置する坂本龍馬記念館、埋蔵文化財センター、歴史民俗資料館、美術館、文学館の管理運営を指定管理者として行っています。

法人公式ホームページ

<http://www.kochi-bunkazaidan.or.jp/>



再現された近江屋の遭難現場



「坂本家・家族の絆」展

記念館は、平成3年に寄附と高知県からの補助金を財源に設立されました。このため、今後、記念館としての機能向上を図る際には、現館と役割を分担する新館を建設することで、現館に関する多くの方の思いをそのままに、展示や企画・イベントの充実を図りたいとのことでした。

委員と法人の方々との間では、公益的な視点から施設の管理運営を行うことの重要性や、より多くの方に施設を利用してもらうための工夫について意見交換が行われ、収支相償の原則を守りつつ、施設の魅力向上を図るための特定費用準備資金や資産取得資金の活用方策等に関するアイデアが話し合われました。

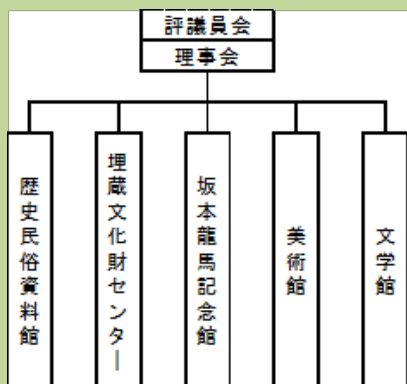
意見交換に快く対応していただくとともに、記念館を案内していただいた学芸員、スタッフの皆様にご挨拶申し上げます。

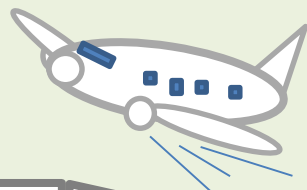


太平洋側から見た記念館



(公財)高知県文化財団の組織図





平成27年11月30日に広島県で公益法人担当中国ブロック会議が開催され、この機会にあわせて、翌日12月1日に公益認定等委員会の兩宮委員長代理、門野委員、小森委員が「公益財団法人ひろしま国際センター」を訪問しました。その様子を紹介します。



法人の皆さん、留学大使の皆さんと一緒に



県民と諸外国の方との交流を推進することにより、国際理解の増進と友好親善を促進し、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与することを目的とする法人です。平成元年に広島県内の民間企業と行政が共同で設立し、平成25年4月に公益財団法人に移行しました。

法人公式ホームページ
<http://hiroshima-ic.or.jp/>

今回の訪問では、多文化共生社会支援事業や平和貢献推進・国際人材育成事業、留学生支援事業を行う「交流部」(広島市)に赴き、森信会長や安田専務理事(兼)事務局長をはじめとする皆様から、法人の概要や事業の様子についてお話を伺いました。

このほか、法人には、国際協力研修事業や地域の国際化推進事業などを行う「研修部」(東広島市)が置かれています。



法人においては、「地域の国際化」「外国人にとって暮らしやすいまちづくり」「市民の国際交流促進」を目的に、複数の言語による行政・生活情報の提供や相談業務、国際理解・多文化理解の促進活動、人材育成活動などを行っています。



県民と諸外国の方との日本文化理解促進活動

情報提供や交流のための「ふれあいコーナー」は誰でも利用することができ、多言語の図書や新聞、情報誌が常備され、落ち着いた読書や談話ができるよう、大小のテーブルと椅子が30席ほど備えられています。

壁面には、県民と諸外国の方が利用できる掲示板があり、自由に情報交換を行い、ペアやネットワークを形成して、ふれあいコーナーで言語学習や交流活動が行われています。隣室には可動壁の「交流ホール」もあり、集団活動も行いやすくなっています。



ふれあいコーナー



意見交換の様子

隣室と繋がれ大ホールになる部屋



また、留学生支援に力を注いでおり、留学・生活情報の提供や奨学金の支給を行い、留学生が家を借りる際の保証人となるほか、留学生向けの企業説明会・就職セミナー・ビジネスマナー講座等を開設しています。

また、留学生の方を「留学大使」に任命し、留学生の感性や経験を生かして、広島県の魅力を国内外にアピールする活動も行っています。当日は、2名の留学大使の方が、活動の成果や、将来の抱負などを流暢な日本語で紹介してくださいました。

公益財団法人ひろしま国際センターの皆様、留学大使の皆様、快く御対応いただき、ありがとうございました。



留学大使の皆さん

内閣府では、公益法人等を対象として、公益認定申請や法人運営に係る個別のテーマに応じた「テーマ別セミナー」を実施しています。

「第3回テーマ別セミナー」

「公益法人の会計に関する研究会 報告書」を開催しました

《平成28年1月20日(水)》

本年度の第3回開催となる今回は、内閣府の「公益法人の会計に関する研究会」が平成27年3月26日に発表した報告書の内容について、定期提出書類の作成が集中する時期に向けて更に理解を深めていただけるよう、主として公益法人の会計担当の方々を対象とするセミナーを開催し、約120法人から約140名の方々に御参加いただきました。

内閣府の「公益法人の会計に関する研究会」とは

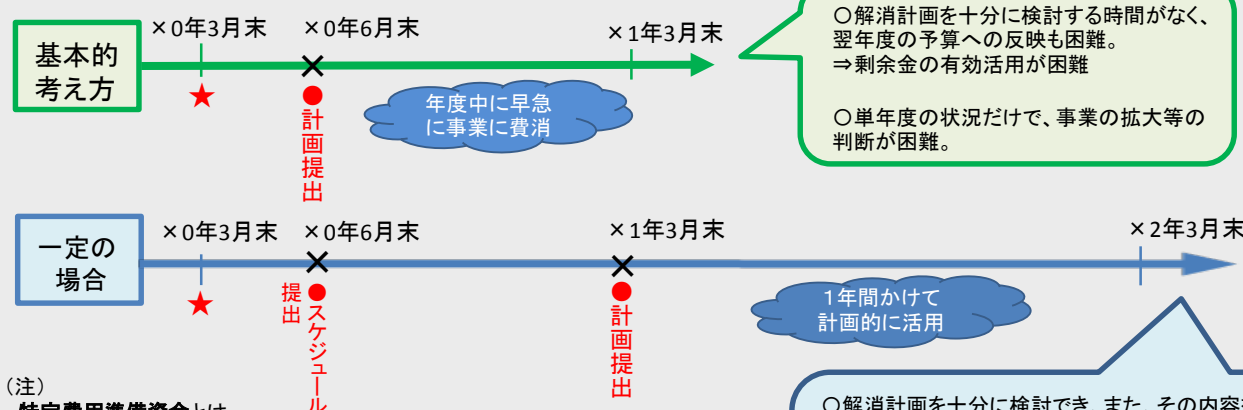
公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象に的確に対応するため、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うために開催されるものです。

＜報告書内容の一部を御紹介＞

○剰余金解消計画を翌年度中に作成する運用が可能

収支相償の判定で剰余金が発生した場合、原則として翌事業年度の公益目的事業に費消することが求められます。多額の剰余金が生じた場合など特別な事情や合理的な理由がある場合には、翌年度に検討スケジュール、翌々年度の具体的な計画を提出し、計画的に事業拡大等を行うという運用が認められます。

参考 収支相償の剰余金の取扱い



(注)

特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金であり、収支相償上は見做し費用として取り扱われる(認定法施行規則18条)。

資産取得資金とは、特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金であり、剰余金を当該資金に積み立てることで、収支相償の基準は満たすものとして取り扱っている(認定法施行規則22条3項3号)。

○正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けを緩和

公益目的事業のみを行う法人は、財務状況と法人会計区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略できます。

その他にもございますので、下記にて御紹介のセミナー資料をぜひ御覧ください。

- セミナーの資料は、「公益法人information」から御覧いただけます。
- ▶「会計研究会報告書(平成27年3月公表)及びFAQ改正の解説」
- ▶「改定FAQ」(よくあるご質問(FAQ)より抜粋したものです。)
- ▶「公益法人の会計に関する研究会 報告書」(報告書の全体版です。)



当事務局では、今後も各種の個別テーマに係るセミナーを開催する予定です。

具体的な内容や日程につきましては、随時、「公益認定等委員会だより」や「公益法人information」等で御案内しますので、ぜひ御参加ください。



ひまわり8号による台風画像
(気象庁提供)

1. 概要

日本気象学会は、集中豪雨や台風・竜巻等災害を生ずる諸現象や、地球温暖化を含む気候変動や環境変動などのメカニズムと予測などに関わる気象学・大気科学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内および国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与することを目的として活動しています。本会の歴史は古く、1882年5月の東京気象学会の創立に遡ります。その後発展を重ね、1941年には社団法人日本気象学会、2013年には公益社団法人として新たな体制に生まれ変わりました。2014年には提言「日本の気象学の現状と展望」を発表し、「大気科学の成果を社会に活かす」という視点で、学問的にも社会的にも責任ある活動を展開しています。

2. 主な活動内容



①大会等の開催

年2回開催する全国大会は、会員等が調査研究の成果を発表し、活発な意見交換を行う場で、参加者数は1000名弱、発表件数は約500件です。2015年度はつくば市と京都市で開催しました。また、日中韓3国の気象学会による国際会議を2年に一度開催しています。



大会講演会場



大会ポスターセッション会場

②出版事業

研究成果を広く社会に公表し、学術・科学技術の振興と発展を図るため、英文論文誌「Journal of the Meteorological Society of Japan」(1882年創刊)、英文レター誌「SOLA」(2005年創刊)、和文機関誌「天気」(1954年創刊)をアーカイブも含めて無料でインターネットに公開しているほか、学術誌「気象研究ノート」、「大会講演予稿集」等を刊行しています。また、2014年度には、IPCC第5次報告書の成果を盛り込んだ一般向け解説書「地球温暖化ーそのメカニズムと不確実性」を出版しました。



英文レター誌

英文論文誌

和文機関誌

③教育活動

最新の気象学の知識の普及を目的に、社会人・教員・気象予報士・学生を主な対象に、やや専門性の高い講座「夏季大学」を、本部並びに地方支部で長年にわたって開催しています。また、2015年度からは、中高校生を対象に、専門家の前で気象学に関する研究成果を発表する「ジュニアセッション」を年1回開催しています。さらに2015年度は外部有識者で構成する評議員会に「日本気象学会における理科教育への取り組み」を諮問し、検討をいただいています。



ジュニアセッションの参加者

④表彰・奨励



気象学・大気科学に関する優秀な研究・教育・普及等に関する業績の顕彰として、日本気象学会賞・藤原賞・岸保賞・堀内賞・正野賞・山本賞・奨励賞を設けています。また、国際学術交流援助を通じて若手研究者等の研究活動を奨励・援助しています。



授賞式



受賞記念講演

⑤提言の発表

地球観測衛星計画や原子力防災対策などの気象学・大気科学に関わる提言・要望や、男女共同参画やポストク問題など研究者に関わる要望・要請などを発表してきています。



⑥広報活動

学会ホームページにおいて、提言や各種学会活動の情報を速やかに公開しているほか、一般市民を対象に気象学・大気科学の知識の普及を目的とした公開気象講演会・公開シンポジウム・サイエンスカフェ等を、全国的に開催しています。また、大きな気象災害等が発生した場合には、適宜研究会・報告会を開催し、情報の発信に努めています。昨年10月には、「平成27年9月関東・東北豪雨及び洪水災害に関する研究会」を開催しました。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。**

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。2月～3月上旬の予定は下記のとおりです。

- ◆2月17日（水）東京で開催予定
- ◆2月29日（月）愛媛で開催予定
- ◆3月7日（月）大阪で開催予定

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■次回の開催内容は検討中

●詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ 内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在は、94法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

トップ画面

ここをクリック

公益法人information

活動紹介

検索したい分野をクリック

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail: koeki-info@cao.go.jp

